

令和 6 年 10 月 17 日

【令和 7 年度苫小牧市予算編成要領】

財 政 部 長

予算編成方針に基づく令和 7 年度当初予算は、下記の要領により編成するものとする。

I 総 括 的 事 項

- 1 通年予算として、年間を通じた所要額を要求すること。なお、補正予算は、国の制度改正等の緊急かつ止むを得ないもの等を除き、原則として認めないこととするので留意すること。
- 2 予算要求においては、あらゆる資料に基づいて正確に財源を捕捉するとともに、合理的な基準で経費を算定し計上すること。
- 3 各会計の予算は、経常費と主要事業費に区分する。
- 4 一般会計の予算編成においては、財源の枠配分は実施せず、全経費に対し個別に要求内容の査定を行う。(全件一件査定)
- 5 特別会計・企業会計の予算は、公共性と採算性を重視し、事業全般にわたる合理化を図ること。また、繰入金は、国の基準内外を問わず、必要性を十分に検討したうえで、一般会計との負担ルールを明確化すること。

II 予算要求に当たっての留意点

《 歳 入 》

- 1 各収入の見積りは、算出根拠を明確にし、確実な見込額を計上すること。
なお、各部・課が事業に充当する収入（特定財源）の過剰な見積りや手続の不備により収入欠陥が生じた場合は、財政的支援は一切行わない。この場合の収入欠陥は、部内において経費削減等により財源を捻出することになるので留意すること。

2 収入によっては、全額事業に充当できないもの（一般財源化や職員費に充当するものなど）があるので、この場合は、財政課の指示によること。

3 市税のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料、貸付金などの未収金は、公平性の観点から積極的な解消に努めること。

4 各収入の見積りに当たっては、以下の点に留意すること。

（１）市税収入

課税客体の完全捕捉に努めるとともに、原油及び物価高騰による影響や税制改正並びに地域経済の動向に関する情報を充分に見極めたうえで、適正な年間収入見込額を計上すること。

（２）使用料及び手数料

過去の実績及び将来予測による利用率の分析により、過小な予算額とならないよう収入を適正に計上すること。また受益者負担の観点から適正を欠くものについては見直しを検討すること。

（３）国・道支出金

制度改正や根拠法令等に留意し、関係機関と連絡を密にして精度の高い確実な見込額を計上すること。

（４）財産収入

財産の現況を的確に把握し、効率的な活用を図るとともに、資産売却については、今後の利用計画等を充分検討し可能な限り計上すること。

（５）寄附金・諸収入

ア 企業版ふるさと納税・ガバメントクラウドファンディング

本市の地域再生計画に基づく事業への社会貢献意欲のある企業から寄附を募る「企業版ふるさと納税」の活用や、使い道を明確にして共感を得ることにより寄附を募る「ガバメントクラウドファンディング」の活用を積極的に検討すること。

※ 寄附による事業の財源は、基本は、寄附が確定するまで一般財源を充当し予算要求、事業説明に寄附について記載すること。

イ 広告等収入

広告掲載要綱の趣旨に沿った活用を企業側からの提案や他の導入事例も含めて積極的に検討し、封筒広告の拡大やネーミングライツの導入、新たな広告媒体の掘起しなど、更なる収入の確保に努めること。

ウ その他

国・道以外の団体等による補助交付金の活用については、十分な調査・検討を行うとともに、費用弁済の徴収についても検討すること。

《 歳 出 》

1 歳出予算は、事務・事業の執行に必要な経費を適切に計上すること。なお、予算執行時における目的外の執行及び安易な流用は認めないこととするので留意すること。

2 単に前年度実績をもとに予算を計上しないこと。また、令和5年度決算にて執行残が多く発生したもの（特に執行率80%以下、かつ執行残100万円以上（繰越があるものは除く）の科目）についてはよく精査したうえで予算計上すること。

3 見積書は従前の業者にとらわれず、やむを得ない場合を除いて複数業者から徴し、見積内容を精査のうえ適切な価格での計上に努めること。

4 主要事業費

（1）概算要求において本要求可とする事業（新規・変更・その他）（別途通知）について、査定の内容を踏まえ、再度、事業内容及び事業費を精査したうえで提出すること。

※ その他は、概算要求提出確認リストの「今後の方向性」欄において、「現状維持」、「事業規模縮小」として提出のあった事業

（2）国の制度改正等により概算要求時に提出できなかった事業の追加要求については、事前に財政課と協議すること。

（3）本要求の内示で不採択とされ、復活要求を行う事業については、市長への復活要求プレゼンテーションを実施する。

5 各支出の見積りに当たっては、以下の点に留意すること。

（1）人件費

現行給料表に基づき算出し、改定がある場合は、確定時点で新しい数値に差し替えること。なお、会計年度任用職員の任用は、欠員等の代替に係るものを除くすべての任用について「会計年度任用職員任用申請書」を作成し、行政監理室に提出すること。なお、主要事業の実施に伴う要求については、財政課で査定を行う。

(2) 扶助費

制度改正等の動向に注意するとともに、対象者数等の実績を踏まえて過大な積算とならないように留意すること。

(3) 需用費・役務費

ア 燃料費

施設の光熱水費については、過去の実績がないものや、仕様の変更などによる特殊要因がある場合を除き、原則として過去3年間の使用数量から推計される数量に単価を乗じ積算すること。(基本は、燃料費等実績調書【エクセル様式】の実績を用いた見込みにより積算する。)

燃料単価については、9月下旬に通知される契約課長通知により積算する。

イ 電気使用料

電気使用料については、北電単価で積算し、PPA事業活用による電気料金の置き換えは財政課で実施する。

積算に当たって、過去の実績がないものや、仕様の変更などによる特殊要因がある場合を除き、原則として過去3年間の使用量から推計される数量に単価を乗じ積算すること。(基本は、燃料費等実績調書【エクセル様式】の実績を用いた見込みにより積算する。)

ウ 電話料

電話料については、過去の実績がないものや、仕様の変更などによる特殊要因がある場合を除き、原則として過去3年間の月額料金の平均に12か月を乗じ積算すること。(基本は、燃料費等実績調書【エクセル様式】の実績を用いた見込みにより積算する。)

(4) 補助金及び負担金

ア 補助金及び負担金は、各団体の決算状況、費用対効果、補助目的、負担根拠等の妥当性を精査し、必要性を評価したうえで計上すること。なお、必要性の減少又は不要と判断する場合は、減額又は廃止を検討すること。

イ 補助金は、補助金等交付規則や財政課からの通知文書等に基づき、補助対象経費の算定基準等を定める交付要綱の点検を行うとともに、適正な補助金の交付手続きと連動した予算の計上とすること。なお、概算払は例外的な運用であり、概算払いを行う場合は、補助事業者の事業にかかる収支計画書等が必要となることに留意すること。

5 その他

(1) システム関連経費

システム関連経費は、ICT推進委員会において承認されたものを要求すること。ただし、ICT推進室との協議で推進委員会での審査不要と判断された場合は要求可とする。

(2) ゼロカーボン関連経費

庁内ゼロカーボン推進に関する今後の取組について、必要に応じてゼロカーボン推進室と協議し、環境基本計画（ゼロカーボン推進計画）との整合を図ること。

(3) こども・子育て関連経費

こども・子育て関連経費は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に沿った施策を推進し、その財源については、今後の国の動きを的確に捉え、時機を逸することなく最大限活用できるようにすること。

(4) 地域暖房関係経費・共通経費

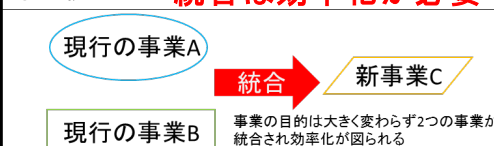
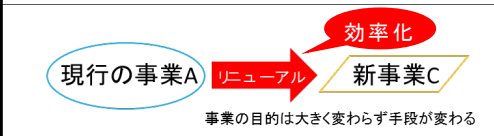
10月中旬に関係課に通知される財政課長通知によること。

《 議会の議決 》

予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約、予定価格2千万円以上の物品購入について契約を締結する場合は、議会の議決が必要であるため、該当の有無について適切に判断すること。なお、工事請負契約及び物品購入契約に限らず、その内容に予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負や予定価格2千万円以上の動産の買入れが含まれる契約や協定なども議会承認が必要であることに留意すること。

Ⅲ 事務事業の見直し

- 1 概算要求時に整理した事業見直しについての方向性に基づき、見直し内容を本要求に反映し、予算要求を行うこと。
- 2 概算要求において確認した成果目標の達成状況や事務事業評価の結果を確認し、今後の方向性を検討したうえで、財源の効率的かつ効果的な活用につながる事業の見直しに努めること。また、成果目標や事務事業評価の対象でない事業についても「PDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）サイクル」の考え方に沿った検討を行うこと。

事業統合 統合は効率化が必要！  目的が同じ事業を統合など 委託先の窓口、管理部門が統合され事業が効率化されるなど	事業吸収  目的が似ている事業を合わせて行うなど 事業の一部として行われることで効率化されるなど
事業転換  成果が下がってきて、リニューアルなど 時代に合わせたサービスへ見直しを行うなど	事業精査  委託仕様の見直しなどコストの見直しなど 随意契約の仕様の見直し、業者の見直しなど

IV 予算要求書等提出期限等

1 予算要求書等の提出期限は以下のとおり。

(1) 一般会計

ア 経常費

令和6年11月1日(金)

イ 主要事業費

令和6年11月15日(金)

(2) 特別会計・企業会計

令和6年11月15日(金)

(3) 新規事業の予算科目設定

入力の1週間前まで

※ 新規事業（既存事業の統合含む。）については、財務会計システム上のコード付けを行わなければ予算要求入力ができないため、入力する1週間前までに財政課に連絡すること。

（提出に当たっては、財政課文書管理に掲載する様式を使用すること。）

2 予算要求書及び見積書等の積算根拠資料は、上記期日までに財政課組織宛にメールで提出すること。ただし、ファイルサイズが大きくメールに添付できない場合は財政課の指示に従うこと。

3 提出期限は厳守すること。期限に遅れる恐れのある場合は、必ず、財政課へ連絡すること。

V 予算要求様式及び記載要領

1 様式（財政課文書管理：予算様式フォルダ内に掲載）

(1) 歳入・歳出（経常・臨時）予算要求書 【財務会計システム】

- (2) 主要事業費予算要求書 【エクセル様式】(特別会計・企業会計も提出)
- (3) 主要事業費一覧表 【エクセル様式】(特別会計・企業会計も提出)
- (4) 燃料費等実績調書 【エクセル様式】
- (5) 債務負担行為見積書 【エクセル様式】(特別会計・企業会計も提出)
- ※ 財務会計システムの「臨時」は主要事業費にかかる様式とする。
- ※ 予算要求の根拠資料は様式とは別に提出を行うこと。見積書や仕様書などの資料は、どの事業の資料かわかるように提出すること。
- (6) 契約締結に係る議決有無確認票 【ワード様式】(特別会計も提出)
- ※ 予算要求額 2 千万円以上の業務委託契約及び賃貸借契約について作成すること。
- ※ 仕様書も提出すること。
- ※ 令和 7 年度予算編成から、契約締結に係る議決の必要性について確認を行う。

2 記載要領

- (1) 歳入・歳出(経常・臨時)予算要求書 【財務会計システム】
- ア 経常、臨時はそれぞれ別葉とし、全ての歳入・歳出について、積算の明細(算定の基礎)も含めて入力すること。
- イ **前年度予算比で増減率 50%以上のものは説明欄に増減理由を必ず入力すること。(必要に応じて任意様式による提出も可)**

The screenshot displays the '歳出当初予算見積' (Expenditure Initial Budget Estimate) interface. Key elements include:

- 1**: The '基本' (Basic) tab is selected in the '基本' section.
- 2**: The '計算' (Calculation) section at the bottom is highlighted, showing a total of 2,000,000 yen.
- 3**: The '行追加' (Add Line) button is highlighted in the '自由' (Free) section.

ウ 事業説明（**財務会計システムの必須入力項目**）については、詳細に記載すること。

エ 市長公約による事業及び総合計画の実施計画予定事業は、事業概要の最初にその旨を明記すること。

（２）主要事業費予算要求書 【エクセル様式】

事業費として最終決定したものについては主要事業概要として議会に提出する資料のため、一事業毎に作成し事業の目的や内容について、明晰に記載すること。

（３）主要事業費一覧表 【エクセル様式】

ア 各部が主要事業（新規・変更・その他）として要求する全事業について、各部代表課において取りまとめ記載すること。

イ 新規事業は部内で優先順位を決めること。変更事業については不要。

（４）燃料費等実績調書 【エクセル様式】

次の項目の令和３年４月から令和６年９月までの実績を記載すること。ガソリン、灯油、軽油、重油、混合油、天然ガス、プロパンガス、上下水道料金、電気、電話（携帯電話を含む）

※ 基本は、これをもとに需用費の光熱水費、役務費の通信運搬費（電話料）の要求額とすること。

（５）債務負担行為見積書 【エクセル様式】

事業内容や事業スケジュール等を充分検討したうえで、適正な期間及び限度額を設定すること。

（６）契約締結に係る議決有無確認票 【ワード様式】

契約等を締結するにあたり議会の議決が必要な案件について、議決を経ずに契約等をした場合は不適切な事務処理となり、追認議案の議決が必要となるため、内容をよく確認すること。

※ 財務会計システムについて

予算要求の操作方法是、財政課文書管理に保存されている操作研修テキスト及びシステムのヘルプ機能を参照すること。

Ⅵ 予算要求の主なヒアリング項目

次の各項目についてヒアリングを行うので準備を行うこと。

1 事業内容全般

（１）内容の確認

- (2) 実施根拠、経緯、目的、目標、必要性の確認
- (3) 継続事業の場合の実施状況確認（成果目標の達成状況）
これまでの実施継続年数、直近の実施結果、有効性の確認
- (4) 効率性の確認
費用対効果、実施主体や手法、国・道や市内の類似事業の有無など
- (5) 公平性の確認
特定の対象者、受益者負担、他市等のサービス水準など
- (6) 公益性の確認
市からの補助事業を行う場合、補助の必要性（公益性）の確認

2 スケジュール

- (1) 実施月の確認
- (2) 複数年事業（債務負担、繰越明許、継続費の必要性）の確認
- (3) 事業終期の確認
事業終期について事業内容に応じ、あらかじめ目標を定めること
- (4) 議決事項の確認
予定価格 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負、予定価格 2 千万円以上の物品購入が含まれる契約・協定などは議決が必要
- (5) 納期の確認
世界的な材料不足やウクライナ情勢等による物品等納期遅延の可能性を考慮

3 事業費

- (1) 要求事業費の確認
計算結果、見積の転記、数量の計上、消費税の漏れ等の誤りなど
- (2) 要求額と前年度予算額及び直近の決算額（決算見込含）との照合
乖離が大きい場合は増減理由を確認
- (3) 事業費の財源確認
補助金、市債等の可否や充当率の確認
- (4) 全体事業費と次年度以降のランニングコストの確認

4 その他

(1) 予算要求事業にかかる関係部局との協議状況の確認

システム関連経費、ゼロカーボン推進経費、工事請負費における都市建設部への依頼工事等における関係部局との協議状況

(2) 業務委託のプロポーザルを予定している場合の選定委員会における外部委員経費の計上について

(3) プリンター・複合機の統廃合

文書管理システム導入等によるペーパーレス化の急速な進行に合わせ、今後のプリンターの使用頻度を考慮し、カラープリンターの廃止やプリンターのフロア共有について検討を進めること。